

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表危機管理防災部の項第九号中「六千五百円」を「六千六百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同項第二十三号中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同項第三十七号中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項第三十八号中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千四百円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同項第四十九号中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同項第五十号中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同項第五十一号中「二千円」を「二千五百円」に改め、同項第六十九号中「二万七千円」を「二万四千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百円」に改める。

別表環境部の項第三号中「八千円」を「八千五百円」に改める。

別表保健医療部の項第九十一号中「二万六千円」を「二万七千円」に改める。

別表産業労働部の項第十二号中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「一万九百円」を「一万二千五百円」に改める。

別表都市整備部の項第七十三号中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同項第七十六号中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。